

甲南大学法科大学院入学試験問題について

2019 年度春入学

社会人特別選抜入学試験（12月選抜・12月2日分）

試験科目：民事訴訟法

1. 出題趣旨

第1問は、一部請求訴訟の訴訟物の理解（通説・判例は請求部分だけが訴訟物になるとする。）、相殺の抗弁が出されたときの処理（通説・判例は、遡及されていない部分からまず相殺を行うという外側説を採用しているが、学説では請求部分からまず相殺すべきであるという内側説も有力である。114条2項により反対債権の不存在に関する判断に既判力を生じさせる必要があるというのが、内側説の根拠となっている。）を問う問題である。

第2問は、地方裁判所以上の裁判所においては弁護士代理の原則が採用されている趣旨や代理権限の法定などに触れることを求めたものである。

2. 採点実感

114条2項により例外的に生じる相殺の抗弁の自働債権の判断についての既判力の理解が極めて不十分であった。具体的な事案について正解者はいなかった。

また、訴訟委任による訴訟代理人については条文を引用しただけの答案が多く、概括的にでも理解していないのではという疑問が残った。

3. 学習方法

基本書を読み込めていないことと、具体的な事実関係に自らの知識を適用して正確に結論を導く訓令をすることが不可欠である。